

債権者保護手続における公告・催告の計算書類の開示状況について

登記実務
からの考察

・商業・法人登記・

司法書士／電子公告調査株式会社 代表取締役 土井万二

債権者保護手続における公告・催告

会社法では、合併、会社分割、資本金・準備金の額を減少する場合等に原則として、「債権者保護手続」である公告及び催告を義務付けています。また、商業登記法では、公告及び催告をしたことを証する書面として、登記の添付書面としている。この手続が不要な場合もある。例えば、会社分割で重畳的債務引受けが行われる際は、吸収分割株式会社は、この手続が不要となる（会社法789条1項2号）。しかしこのような場合であっても、吸収分割承継株式会社は手続を省略することはできないことに注意が必要である。

「債権者保護手続」は、必ず官報によって実施しなければならない。会社法の条文では商法時代と異なり、条文に「次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない」と明記されているので、わかりやすくなった。さらに、会社の定款所定の公告方法が、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告である場合は、この定款所定の公告方法による公告を併用することによって、各別の催告を省略することができる。上場会社や多くの債権者がいる会社は、この方法を用いて、催告の省略を行うことが多いようである。（会社法799条2・3項等）ただしこの催告省略にも例外規定があり、吸収分割株式会社の場合、不法

行為によって生じた債務の債権者に対しては省略することができない（会社法789条3項括弧書き）。新設分割株式会社についても同様である（会社法810条3項括弧書き）。

公告・催告すべき事項

公告すべき事項は、各手続を規定している条文で明記されている。吸収合併存続株式会社の場合は、①吸収合併をする旨、②吸収合併消滅株式会社の商号及び住所、③吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社の計算書類に関して法務省令で定めるもの、④債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨である。（会社法799条2項）この場合の「計算書類に関して法務省令で定めるもの」について、考察を深めていきたい。

計算書類に関して法務省令で定めるもの

法務省令では、計算書類の開示状況に沿って計算書類へのアクセス方法を明示するよう求められている。吸収合併存続株式会社の場合についての法務省令で定めるものは、会社法施行規則199条に規定されている。条文の構成を尊重しながらも、わかりやすいように要約すると以下のようになる。

（計算書類の開示状況の記載方法）

公告の日又は催告の日のいづれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当

該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が会社法第440条第1項又は第2項の規定により公告をしている場合は、次に掲げるもの
 - イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
 - ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
 - ハ 電子公告により公告をしているときは、登記アドレス
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき会社法第440条第3項に規定する措置を執っている場合（貸借対照表等の電磁的開示（ただし電子公告を実施している場合を除く））は、その登記アドレス
- 三 公告対象会社が会社法第440条第4項に規定する株式会社（有価証券報告書提出義務のある会社）である場合において、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているときはその旨
- 四 特例有限会社である場合は、決算公告義務がない旨
- 五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合は、その旨
- 六 公告対象会社が清算株式会社である場合は、その旨
- 七 前各号に掲げる場合以外の場合は、最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

決算公告義務のある会社とない会社が存在することに着目したい。通常は、会社法440条1項から3項までの規定により決算公告が必要である。決算公告が義務付けられている会社は、

官報や新聞に掲載した場合、あるいは電子公告や貸借対照表等の電磁的開示により決算公告を実施している場合は、最終事業年度の決算公告の掲載紙、掲載日、頁や登記アドレスを記載すればよい。しかし、決算公告が実施すべきであるにも関わらず実施されていない場合は、上記の7号が適用されて、貸借対照表の要旨を公告すべきであるとされている。

決算公告義務のない会社とは、会社法440条4項が適用される有価証券報告書の提出義務のある会社と特例有限会社である（整備法28条）。最終事業年度についての有価証券報告書を提出済みの会社の場合は、上記3号が適用されて、提出済みの旨を記載すればよい。特例有限会社の場合は、「計算書類の公告義務はありません」と記載すればよい。

計算書類の開示状況として注意したい事例

官報や電子公告を見ていると、計算書類の開示状況について誤解している実例が存在する。ここでは、注意したい事例について検討する。

(1) 特例有限会社が株式会社に商号変更後、合併等組織再編行為を行う場合

特例有限会社から株式会社に移行直後、合併等組織再編行為を行う場合に、計算書類の開示状況をどのように記載すればよいかが問題となる。特例有限会社は、決算公告義務がないので、「計算書類の公告義務はありません」と記載すべきであろうか。公告実施時既に株式会社になっているため、特例有限会社の場合（上記4号）の適用はなく、特例有限会社では決算公告を実施していないため、最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（上記7号）を記載することになる。

(2) 特例有限会社が株式会社に商号変更をすることを条件に吸収合併存続株式会社あるいは

吸收分割承継株式会社になる場合

特例有限会社は、吸收合併存続会社あるいは吸收分割承継会社となることができない（整備法37条）。その関係上、商号変更により株式会社となることを条件として、組織再編行為を実施する場合がある。この場合の計算書類の開示状況は、特例有限会社として判断するのかが問題となる。株式会社となることを条件としているため、最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（上記7号）を記載することが穩当であるとの見解がある。（松井信憲『商業登記ハンドブック〔第2版〕』、535頁）

（3）有価証券報告書を提出しなければならない会計監査人設置会社が、会社法436条3項の決算承認取締役会後、定時株主総会終結までの間に組織再編行為を行う場合

有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社は決算公告義務がないため、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているときはその旨を記載すればよい（上記3号）が、最終事業年度に係る有価証券報告書が提出未了の時期が生じるので注意が必要である。

最終事業年度とは会社法2条24号で定義されている。通常は定時株主総会での計算書類の承認を受けた時点で、直前の会計年度が最終事業年度となる。しかし、会計監査人設置会社では、定時株主総会での承認は不要で、会社法436条3項の取締役会の承認を受けた時点で、

直前の会計年度が最終事業年度となる。この取締役会は定時株主総会の前に開催されるため、最終事業年度の有価証券報告書が提出未了となる場合がある。平成21年12月31日決算会社から、定時株主総会開催前に有価証券報告書の提出が可能となった。しかし、実際にはまだまだ少数であり、多くの会社は、定時株主総会の日の翌日に提出される慣行が続いているため、このような提出未了の時期が生じる。

したがって、有価証券報告書を提出しなければならない会計監査人設置会社の場合、会社法436条3項の取締役会の承認を受けた後、直近の事業年度に係る有価証券報告書の提出日までの間に、主に簡易組織再編行為に関する債権者保護手続を実施する場合は、最終事業年度に係る有価証券報告書が提出されていないため、貸借対照表の要旨を記載（上記7号）することになる。

最後に

債権者宛の公告の計算書類の開示状況が間違っていると適切な情報提供ができないだけでなく、法令遵守の観点からも好ましくない。有価証券報告書を提出しなければならない会計監査人設置会社については、最終事業年度を意識した適切な開示状況を示すことが重要であり、十分理解する必要があろう。

（どい まんじ）